

番号：150645

国名：モザンビーク

担当部署：モザンビーク事務所

案件名：HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月下旬から2015年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 2.03M/M、合計 2.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	61日	3日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月2日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jiac.go.jp) への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント契約等における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」  
([http://www.jica.go.jp/annouce/information/201402024\\_02.html](http://www.jica.go.jp/annouce/information/201402024_02.html))) をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	10点
④その他 学位、資格等	22点
	(計 100点)

類似業務	HIV/エイズ対策にかかる各種業務
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	ポルトガル語または英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が推奨。

## 6. 業務の背景

モザンビークにおける最も多い死亡原因はマラリア疾患（28.8%）であり、次いでHIV/エイズ疾患（26.9%）によるものと報告されており（National Institute of Statistics, 2012）、HIV/エイズ成人感染率（15歳～49歳）は全国平均で11.5%（国家HIV/エイズ調査：INSIDA, 2009）と依然高い状況にある。地域別では、北部地域で5.6%、中部地域で12.5%、南部地域で17.8%となっており、従来北部地域は、地理的、経済的、文化的な要因で感染率は南部や中部地域に比較し低くなっていた。

しかしながら、最近実施された感染予測調査（Spectrum Study, 2014）によると、北部地域の動脈であるナカラ回廊の大規模な経済開発により地域社会構造や人口分布が大きく変化すると同時に開発の負のインパクトが顕在化することが予想されている。北部地域ではHIVへの新規感染者数は減少せず、2020年には国内で最大の新規感染が発生すると警鐘が鳴らされており、HIV/エイズ関連疾患による人的資源損失の軽減と、新規感染を食い止めるための予防対策が喫緊の課題となっている。

現行のHIV/エイズ対策は、第3次HIV/エイズ国家戦略計画（PENⅢ：2010-2014）及び国家HIV感染予防戦略（SAPHI：2010-2014）であり、国家エイズ対策委員会（CNCS）が、保健分野だけでなく教育省、女性・社会福祉省、スポーツ・青年省など様々な関係機関を巻き込んで分野横断的にエイズ対策の政策立案、調整及びモニタリング・評価を行っている。各州には州エイズ対策委員会（NPCS: Núcleo Provincial de Combate ao HIV/SIDA）が設置され、上記戦略に基づく地方分権による予防対策活動を推進するため、州レベルでの（1）調整、（2）コミュニケーション、（3）モニタリング・評価を実施することが期待されているが、実際には多くの州で州内の予防対策活動を効果的に展開する活動が行われていない。

JICAは技術協力「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト（2012.3-2015.3）」で、ガザ州のHIV新規感染者の数を減少させるためのNPCSの能力強化に取り組み、同州のHIV関連

サービスに係るNPCSのセクター横断的な調整能力強化及びパイロット郡に対するHIV/エイズ対策の地方分権化において、一定の成果を上げた。

ガザ州のグッドプラクティスを NPCS ガザが CNCS と共にナカラ回廊地域、とりわけ経済発展が著しく、人口が多いため感染者の絶対数が多く、かつ新規感染が急増しているナンプラ州の HIV/エイズ対策関係者へ普及させるための新たな技術協力が我が国に対し要請された。

これに対しJICAは本アドバイザーの派遣により、ナンプラ州におけるHIV/エイズ対策に係るNPCSナンプラの能力強化を目指すため、まずはガザ州の技術協力プロジェクトの成果および同プロジェクト終了後のNPCSガザによる他郡への普及状況を検証・分析した上で、NPCSガザに必要なアドバイスを与える。また、ナンプラ州におけるHIV/エイズ対策に関する基礎情報を収集し、NPCSナンプラと技術協力を展開するための準備を進め、NPCSナンプラへの今後の具体的な支援策についてCNCS等と検討することを計画している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ガザ州の技術協力プロジェクトの成果および案件終了後のNPCSガザによる他郡への普及状況をCNCSと検証・分析し、同案件での経験・教訓をどのように当該協力でナンプラ州に普及させるかをC/Pと協議した上で活動計画案を作成し、NPCSガザ及びCNCSによるNPCSナンプラ及びパイロット郡に対する研修計画およびブラジルからの短期専門家の活動計画案を立案することを目的とする。

具体的な担当事項は次のとおり。

### [アドバイザー業務]

#### (1) 国内準備期間 (2015年9月下旬～2015年9月下旬)

- ① モザンビークにおける JICA のこれまでの協力に係る関係資料（事業完了報告書、プロジェクト活動報告書等）を確認し、協力成果の内容について把握する。
- ② モザンビークにおける HIV/エイズ対策の政策文書や関連文書、他ドナーの実施する HIV/エイズ対策関連情報を収集・分析し、同国の HIV/エイズ対策に関する政策、現状及び課題について把握する。
- ③ 業務計画書（和文・葡文または英文）を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

#### (2) 現地派遣期間 (2015年9月下旬～2015年11月下旬)

- ① 現地業務開始時に国家エイズ対策委員会（CNCS）及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② CNCS において、HIV/エイズ対策にかかる 2016 年の活動計画案を収集・分析し、各州の HIV/エイズ対策委員会が実施する活動に対するモニタリング・評価の現状及び課題に

ついて把握する。

- ③ ガザ州エイズ対策委員会(NPCS ガザ)において、「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト(2012-2015)」の成果(マニュアル、モニタリング・シート、研修教材など)を確認する。
- ④ 上記プロジェクトのパイロット郡のフォーカルポイント(FP)へのヒアリングを通して、プロジェクト終了後の持続性を確認するとともに、FPが現在抱える課題について把握する。
- ⑤ NPCS ガザが実施するパイロット郡以外の郡への組織強化ワークショップに参加し、普及ファシリテーション手法を評価するとともに、NPCS ガザ及び CNCS にフィードバック、指導を行う。
- ⑥ ナンプラ州における HIV/エイズ対策に関する基礎情報を収集する(NPCS ナンプラの年間活動計画の確認、ナンプラ州における HIV/エイズ対策の関係部局やドナーの活動計画・活動状況の確認)。
- ⑦ NPCS ナンプラと技術協力を展開するための準備を行う(当該協力における活動計画案の作成、パイロット郡の HIV/エイズ対策関係者への説明、NPCS ナンプラスタッフへの指導など)
- ⑧ 上記活動計画案について CNCS と協議を行い、NPCS ガザ及び CNCS による NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対する研修計画を立案する。
- ⑨ 今後派遣される予定のブラジルからの短期専門家の活動計画案を作成する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(葡文または英文)を作成し、CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2015年11月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

## 8. 成果品等

### (1) 業務計画書

葡文または英文 2部(C/P 機関、JICA モザンビーク事務所)

和文 2部(JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所)

### (2) 現地業務結果報告書

葡文または英文 2部(C/P 機関、JICA モザンビーク事務所)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文 2部(JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

日本・マプト間往復航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上のこと）。

航空経路は、成田⇒香港またはシンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港またはシンガポール⇒成田を標準とする。

### (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費：
- ・ 資料等作成費：
- ・ G/P旅費
- ・ 業務従事者のモザンビーク国内航空賃
- ・ ワークショップ開催経費等

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月26日～同年11月25日を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。うち、マプト8日間、ガザ州14日間、ナンプラ州37日間程度を予定。

#### ② 便宜供与内容

モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港までの送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：なし（ただし、プロジェクト車両の使用が可能）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：モザンビーク事務所が必要に応じアレンジ。

カ) 執務スペースの提供：モザンビーク事務所、ナンプラフィールドオフィス内  
スペース

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ保健第二チーム  
(TEL:03-5226-8370) にて配布します。

・「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト」業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で  
公開されています。

・「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト」詳細設計調査報告書

## (3) その他

① 実務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている  
制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

② モザンビークでの作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するととも  
に、当機構総務部安全管理室及びモザンビーク事務所の指示に従い、十分な安全対策  
措置を講じることとします。

③ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施  
してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA  
担当者に速やかに相談ください。

以上